災害発生時における社会福祉施設 支援体制マニュアル

令和6年12月 千葉県健康福祉部 余白ページ

目 次

| 1 | マニュアル作成の背景・目的・・・・・・・・・・・1 | |
|---|----------------------------------|--|
| 2 | 本マニュアルの対象範囲・・・・・・・・・・・・1 | |
| 3 | 被害状況及び支援ニーズの把握 | |
| | (1) 連絡・通信手段の確保・・・・・・・・・・・2 | |
| | (2) 被害状況・支援ニーズの把握・・・・・・・・・2 | |
| 4 | 支援物資等の要請方法・・・・・・・・・・・・8 | |
| | ①生活用水(給水車)・・・・・・・・・・・・・ 8 | |
| | ②燃料・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・10 | |
| | ③飲料水(ペットボトル)・食料・日用品・衛生用品等・・・・ 14 | |
| | ④発電機の貸し出し・・・・・・・・・・・・・14 | |
| | ⑤電源車 | |
| 5 | 被害状況の集計・公表等 | |
| | (1) 国への報告・・・・・・・・・・・・19 | |
| | (2) 災害対策本部への報告・・・・・・・・・19 | |
| 6 | 参考資料・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・23 | |

1 マニュアル作成の背景・目的

■近年、東日本大震災や熊本地震、台風による土砂災害など、多くの自然災害が 発生し、各地に甚大な被害をもたらしている。

本県でも令和元年房総半島台風、東日本台風、10月25日の豪雨と大きな災害が短期間のうちに連続して発生し、特に房総半島台風では広範囲にわたり、長期間の停電や断水、通信遮断等が発生した。

■社会福祉施設には高齢者、障害者、乳幼児の他、災害時に特別な配慮を必要とする者(以下「要配慮者という。」)が入所しており、速やかな支援を行う必要があったが、特に令和元年の房総半島台風の際には停電による通信遮断により、全施設への安否確認や要望聴取に数日を要することとなった。

また、物資や電源車等の要請方法が明確となっていなかった。

■こうした教訓を踏まえ、災害発生時における社会福祉施設への支援を迅速に行うため、被害状況や支援ニーズの把握及び支援物資の要請方法等に係るマニュアルを作成することとした。

2 本マニュアルの対象範囲

■本マニュアルが対象とする社会福祉施設(以下「施設等」という)は社会福祉法(昭和26年法律第45号)第2条に規定する社会福祉事業を行うための施設のうち、入所型かつ県所管の施設とする。

(児童養護施設、障害者支援施設、特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、 救護施設等)

- ■上記以外の施設・事業所(保育所、デイサービスセンター等)については、支援物資等の要請方法など、必要に応じて準用することを想定している。
- ■本マニュアルでいう災害とは、災害対策基本法(昭和 36 年 11 月 15 日法律第 223 号)第 2 条第 1 項 1 号に規定する災害をいう。

3 被害状況及び支援ニーズの把握

(1)連絡・通信手段の確保

災害発生時は回線障害や通信制限により、広い地域で通信遮断が起こる可能性があるため、各施設所管課においては、通常使用される施設等の固定電話やメール以外の連絡手段をあらかじめ確保しておくことが必要である。

- ①停電等により施設の固定電話及びメール等が不通になった場合に備え、施設長・施設職員の携帯電話・メールを確認するなど**あらかじめ複数の連 絡先を確保しておく**
- ②上記により連絡がとれない施設等については、施設所管課等が直接現地確認を実施する。

(2)被害状況・支援ニーズの把握

上記(1)の連絡・通信手段により、各施設等に対し人的被害・建物被害・停電・断水等の状況を確認し、併せて物資等の支援ニーズについて聞き取りする。

各施設等への聞き取りの際は、「被害状況等個別調査票」(P4~P7:様式

<u>1)を適宜活用すること。</u>

「(参考)令和元年東日本台風(台風19号)時の対応

安否確認ができない施設等については、現地へ直接出向いて状況把握を行う健 康福祉部職員として「現地情報連絡員」を事前に指定し、現地確認を行った。

○指定要員:各保健所2名程度(主担当・副担当)※主担当は主査級以上

○調査対象:連絡が取れない施設等(本庁関係課から依頼)

○通信手段:衛星電話(各保健所1台、計16台)各携帯キャリアから配布

※令和元年の房総半島台風や東日本台風の際は、本マニュアルが未整備かつ被害が甚大であったため、施設等の支援にあたって臨時応急の対応を行った。

支援の手順等については、その後整備した本マニュアルの内容とは必ずしも一致しない部分があるが、参考として記載した。

(参考) 衛星電話について

令和元年房総半島台風(台風15号)時の対応

国(総務省)と通信事業者の協力のもと、停電中でも通話の支障のない衛星電話等を、施設からの要請を待つことなく停電中の施設(82施設)へ配布した。

キャリア:ソフトバンク、NTTドコモ、KDDI

配布方法:各キャリアのエリア担当者が施設を回って配布(マニュアルも配布)

貸与期間:回収方法とともに別途お知らせした。

留意点等:衛星電話は屋外か、室内の場合は南側の窓の近くでないと使用

できないことを各キャリアの配布担当者から施設に説明。

緊急の場合、ボタンを一つ押すと

健康福祉指導課(043-223-2313)に繋がるように

設定した。

今後、施設において通信手段が途絶した場合は、総務省等と調整の上、衛星携 帯電話の確保についても検討する。

被害状況等個別調査票

| | | | | | | | | | 令和 | 年 | 月 | 日現在 |
|-------------|------|---------|-------------|------|-------------|--------------------|------|-----|-------|---|------|-----|
| 施設 | 種別(| 児童 | • | 高齢 | • 障 | 害 | • 救該 | 篗) | | | | |
| <u>施設</u> | (名 | | | | | | | | | | | |
| <u>所在</u> | 地 | | | | | | | | | | | |
| <u>入所</u> | 者数 | | | | | | | | | | | |
| 連絡 | 先(電 | 話番号) | | | | | | | | | | |
| 担当 | 者 | | | | | | | | | | | |
| 1 被 | 害情報 | 等(チェ | ニック | を入れ | てくだ | さい |) | | | | | |
| ①連 | 絡確認(| の有無 | | | 有 | | | 無 | | | | |
| ②人 | 的被害的 | の状況 | | | 有 | | | 無 | | | | |
| 死者 | 者・負傷 | 者 ※ | 台風に | こ直接起 | ■因する | 5 も 0 | D | | | | | |
| 口 歹 | 死亡者有 | り (| 人) | | | | 重傷者 | (入院 | • 搬送) | 有 | IJ (| 人) |
| □ ≢ | 圣傷者有 | り (| 人) | | | | 被害な | L | | | | |
| | その他 | 要入院 | 者だか | が搬送で | ごきなし | 丶方 <i>t</i> | がいる) | | | | | |
| 3建 | 物被害の | の状況 | | | 有 | | | 無 | | | | |
| □ + | サービス | 提供の | 継続に | こ支障が | がある重 | 大な | な被害あ | Ŋ | | | | |
| | (被害内 | 容: | | | | | | | |) | | |
| □ + | サービス | 提供の | 継続に | こ支障に | はないか | (重力 | 大な被害 | あり | | | | |
| | (被害内 |]容: | | | | | | | |) | | |
| □ ≢ | 怪微な被 | 害あり | | | | | | | | | | |
| | (被害内 |]容: | | | | | | | |) | | |
| ④入 疗 | 所者の何 | 也施設等 | 等へ σ |)避難(| の有無 | | | | | | | |
| | 壁難有り | (避難: | 場所 | | | | | | | |) | |
| | 避難無し | • | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | |
| _ | 水の状え | | | | 有 | | | 無 | | | | |
| | の場合、 | | りでと | ごの程度 | 度維持 | でき | るか(| | 日 | | 時間 |) |
| _ | 電の状況 | | | | 有 | | | 無 | | | | |
| 有(| の場合、 | 無援則 | りでと | で発見 | 度維持 | でき | るか(| | 日 | | 時間 | 1) |

2 物資等の状況 (チェックを入れてください)

| ①飲料水の状況 |
|--------------------------------------|
| □ 定期的に十分確保できている。 □ 2~3日分以上は確保している。 |
| □ 2~3日分は確保しているが、その後については確保に支障がある見通し。 |
| □ 今日の確保にも支障がある。 |
| ②食料の状況 |
| □ 定期的に十分確保できている。 □ 2~3日分以上は確保している。 |
| □ 2~3日分は確保しているが、その後については確保に支障がある見通し。 |
| □ 今日の確保にも支障がある。 |
| ③生活用水の状況 |
| □ 定期的に十分確保できている。 □ 2~3日分以上は確保している。 |
| □ 2~3日分は確保しているが、その後については確保に支障がある見通し。 |
| □ 今日の確保にも支障がある。 |
| ④自家発電装置の燃料の状況 |
| □ 定期的に十分確保できている。 □ 2~3日分以上は確保している。 |
| □ 2~3日分は確保しているが、その後については確保に支障がある見通し。 |
| □ 今日の確保にも支障がある。 |
| □ 自家発電装置を有していない。 |
| 3 避難状況 |
| ①災害発生時の入所者数 (利用者数) 人 |
| うち避難者数 人 |
| ②避難先 (チェックを入れてください) |
| 口 他施設 (人) 口 病院 (人) |
| 口 避難所 (人) 口 自宅 (人) |
| 口 その他 (場所:)(人) |
| ③避難者に関する留意事項 |
| |
| |

| 4 物的支援の必要な場合 | 『的支援の必要な場合 |
|--------------|------------|
|--------------|------------|

(1)飲料水(ペットボトル)及び食料(通常分) 各市町村の災害対策本部へ、直接、要請してください。

| / | \sim | ١. | 生 | · T | | _ | |
|----|--------|----|---|------------|---|----|---|
| (| ٠, | 1 | ~ | ·Τ | | 71 | ĸ |
| ١. | _ | , | | ,_ | т | | • |

| 5 t 車が入れるかどうか | |
|---------------|--|
| (道路幅4m以上あるか) | |
| 不足量(リットル) | |
| 不足する時期 (見込み) | |
| 停電しているかどうか | |
| タンク貯水量(リットル) | |
| (わかれば記載願います) | |
| タンクの位置(階) | |
| 1日の必要量(リットル) | |
| (わかれば記載願います) | |
| 連絡先 (電話番号) | |
| 担当者名 | |
| | |

(3) 燃料(ガソリン、軽油等) 別紙様式に記載

(4)電源車

| 施設定員 | | | |
|-----------|---|---|--|
| 支援要請必要の有無 | 有 | 無 | |

(5) その他の物資について

| 具体的に支援してほしいもの・必要量等を記載 | | | | | | | | | |
|-----------------------|--|--|--|--|--|--|--|--|--|
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |

| 5 | 人的支援の必要な場合 | | | | | | | | |
|--------------|------------|--|--|--|--|--|--|--|--|
| 必要な職種・人数等を記載 | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| 6 | その他 | | | | | | | | |
| 困 - | っていること等を記載 | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |

4 支援物資等の要請方法

災害発生により、物資の支援が必要となった場合、施設等は①から⑤により、要請すること。

県施設所管課においては、施設等から要請があった場合には県災害対策本部へ報告するとともに、健康福祉指導課法人指導班に情報提供を行う。

①生活用水(給水車)

ア 断水時の生活用水の支援は原則として、当該施設等が所在する地域を所管する水道事業体(○○市水道課、 ■■水道企業団等)によって実施されるため、施

設等がその所在する地域を所管する水道事業体に支援を要請する。

千葉県水道事業体一覧

千葉県 水道事業体一覧 検 索

https://www.pref.chiba.lg.jp/suidou/souki/jigyoutaiu.html

千葉県営水道 給水区域 検索

https://www.pref.chiba.lg.jp/suidou/souki/suidoukyoku/kyuusuikuiki.html

イ ただし、公共水道を使用せず、井戸水を使用している施設等は、水道事業体の 判断で支援ができない場合もあるため、市町村災害対策本部を通じて支援を要請 する。

水道事業体と連絡が取れない場合も、施設等は直接市町村災害対策本部(連絡先一覧はP10)に連絡し、支援を要請する。

- ウ 施設等の所在地域を所管する水道事業体のみの支援では賄いきれない場合、 県総合企画部水政課が他水道事業体へ給水支援の要請を行い、県災害対策本 部に報告する。
- エ 施設等は上記ア〜イの支援要請を行った場合、県施設所管課へ報告を行い、 県施設所管課は生活用水要請一覧(P9:様式2)により県災害対策本部へ報告 し、健康福祉指導課法人指導班に情報提供を行うこと。

報告先: 県災害対策本部応急対策班 bousai6@mz.pref.chiba.lg.jp

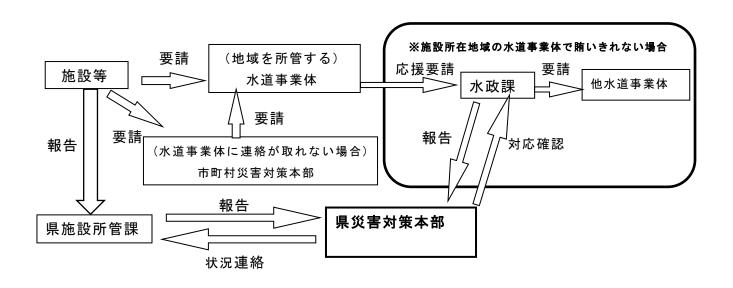
FAX 043-222-1127

健康福祉指導課法人指導班 <u>hyoka@mz.pref.chiba.lg.jp</u>

FAX 043-222-6294

オ 原則として、水道事業体や自衛隊は飲料用として使用することが可能な水を給 水支援するが、浄水施設からの給水ができない事態が発生した場合で、工業用水 などを利活用した場合は飲料用としての使用ができない。

また、給水車の不足に伴い、トラックの荷台に水槽等を設置し給水支援を行った場合は、水槽の仕様にもよるが飲料用として使用できない場合がある。



様式2 生活用水要請一覧

| 生活用水要請一覧 | | | | | | | | | | | | |
|----------|--------|------|-----|-----|--------|------|------|-------|--------|-------|------|------|
| | 5 t 車が | | | | | 不足する | 停電して | タンク貯水 | タンクの位置 | 1日の必要 | 連絡先 | |
| No. | 入れるか | 施設種別 | 施設名 | 所在地 | 不足量(ℓ) | 時期 | いるか | 量 (ℓ) | (階) | 量 (ℓ) | (電話) | 担当者名 |
| | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | |
| | | | | · | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | • | | | | | |

7 市 町 村<資料2-7>

| 7 市 町 村< 機関名 | 防災担当課 | 郵便番号 | 所 在 地 | 電話番号 |
|--------------|--------------|----------|-------------|--------------|
| 千葉市 | 危機管理課 | 260-8722 | 中央区千葉港1-1 | 043(245)5151 |
| 銚子市 | 総務課 | 288-8601 | 若宮町1-1 | 0479(24)8193 |
| 市川市 | 危機管理課 | 272-8501 | 八幡1-1-1 | 047(334)1507 |
| 船橋市 | 危機管理課 | 273-8501 | 湊町2-10-25 | 047(436)2032 |
| 館山市 | 危機管理課 | 294-8601 | 北条1145-1 | 0470(22)3442 |
| 木更津市 | 危機管理課 | 292-8501 | 富士見1-2-1 | 0438(23)7094 |
| 松戸市 | 危機管理課 | 271-8588 | 根本387-5 | 047(366)7309 |
| 野田市 | 防災安全課 | 278-8550 | 鶴泰7-1 | 04(7123)1111 |
| 茂原市 | 防災対策課 | 297-8511 | 道表1 | 0475(36)7580 |
| 成田市 | 危機管理課 | 286-8585 | 花崎町760 | 0476(20)1523 |
| 佐倉市 | 危機管理課 | 285-8501 | 海隣寺町97 | 043(484)6131 |
| 東金市 | 消防防災課 | 283-8511 | 東岩崎1-1 | 0475(50)1226 |
| 旭市 | 総務課 | 289-2595 | =Ø2132 | 0479(62)5311 |
| 習志野市 | 危機管理課 | 275-8601 | 鷺沼2-1-1 | 047(453)9211 |
| 柏市 | 防災安全課 | 277-8505 | 柏5-10-1 | 04(7167)1115 |
| 勝浦市 | 消防防災課 | 299-5292 | 新官1343-1 | 0470(73)6640 |
| 市原市 | 危機管理課 | 290-8501 | 国分寺台中央1-1-1 | 0436(23)9823 |
| 流山市 | 防災危機管理課 | 270-0192 | 平和台1-1-1 | 04(7150)6312 |
| 八千代市 | 危機管理課 | 276-8501 | 大和田新田312-5 | 047(483)1151 |
| 我孫子市 | 市民安全課 | 270-1192 | 我孫子1858 | 04(7185)1843 |
| 鴨川市 | 危機管理課 | 296-8601 | 横渚1450 | 04(7093)7833 |
| 鎌ケ谷市 | 安全対策課 | 273-0195 | 新鎌ケ谷2-6-1 | 047(445)1141 |
| 君津市 | 危機管理課 | 299-1192 | 久保2-13-1 | 0439(56)1290 |
| 富津市 | 防災安全課 | 293-8506 | 下飯野2443 | 0439(80)1266 |
| 浦安市 | 危機管理課 | 279-8501 | 猫実1-1-1 | 047(351)1111 |
| 四街道市 | 危機管理室 | 284-8555 | 鹿渡無番地 | 043(421)6102 |
| 袖ケ浦市 | 防災安全課 | 299-0292 | 坂戸市場1-1 | 0438(62)2119 |
| 八街市 | 防災課 | 289-1192 | 八街ま35-29 | 043(443)1119 |
| 印西市 | 防災課 | 270-1396 | 大森2364-2 | 0476(42)5111 |
| 白井市 | 危機管理課 | 270-1492 | 復1123 | 047(492)1111 |
| 富里市 | 防災課 | 286-0292 | 七栄652-1 | 0476(93)1114 |
| 南房総市 | 消防防災課 | 299-2492 | 富浦町青木28 | 0470(33)1052 |
| 匝瑳市 | 総務課 | 289-2198 | 八日市場ハ793-2 | 0479(73)0084 |
| 香取市 | 総務課 | 287-8501 | 佐原口2127 | 0478(50)1201 |
| 山武市 | 消防防災課 | 289-1392 | 殿台296 | 0475(80)1116 |
| いすみ市 | 危機管理課 | 298-8501 | 大原7400-1 | 0470(62)2000 |
| 大網白里市 | 安全対策課 | 299-3292 | 大網115-2 | 0475(70)0303 |

- 232 -

(千葉県地域防災計画資料編(令和5年度)から抜粋) 名称等は現在と異なっている可能性があります。

②燃料

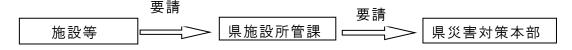
ア 県施設所管課は、所管する施設に対しあらかじめ必要な事項(燃料の種類・タンクの位置・ローリーが入れるか等)を記載した「燃料調整シート」(P12~P14:様式3)について調査を行い、防災対策課に提出する。

(調査の趣旨や概要は、令和元年12月16日付け危第894号及び令和2年6月29日危第297号危機管理課通知(P25)を参照。提出していない施設等については、災害に備え、県施設所管課が「燃料調整シート」の作成を施設等に依頼する。)

- イ 発災時に施設から支援要請があった場合、施設所管課は「部局名」・「施設種別」・「番号」・「施設名」を記載した「燃料要請一覧」(P15:様式4)を県災害対策本部に提出する。
- ウ 発災時に、「燃料調整シート」を未提出の施設等において支援の必要が生じた場合、県施設所管課が要請施設と連絡調整の上、

「燃料調整シート」を作成し、県災害対策本部へ要請する。

要請先: 県災害対策本部物資支援班 <u>saitaihonbu01@mz.pref.chiba.lg.jp</u> FAX 043-222-1127



エ 上記イ及びウの支援要請を行った場合、県施設所管課は、健康福祉指導課法人指導班に別紙様式4(P15)により、CC で情報提供を行う。

健康福祉指導課法人指導班

hyoka@mz.pref.chiba.lg.jp

FAX 043-222-6294

(参考)市町村所管施設

令和元年12月16日付け危第894号及び令和2年6月29日危第297号で危機管理 課依頼により「電源車要請リスト」及び燃料調整シートを提出済の施設等については、「市町 村名」・「施設種別」・「施設名」・「市町村が提出したリストの番号」で対応可能なため、市町 村から県災害対策本部へ直接要請する。

提出していない施設等は、市町村が要請施設を取りまとめ、「燃料調整シート」を作成し、 県災害対策本部へ直接要請する。

要請先: 県災害対策本部物資支援班

saitaihonbu01@mz.pref.chiba.lg.jp

FAX 043-222-1127

| マスプログラス アイス アイス アイス アイス アイス アイス アイス アイス アイス アイ | (, 3 | | | | | | | | |
|---|--------------------------------------|------|---------------------------|--|----------------|-----------|----------------|------------------------|-----------|
| | | | | 燃料 | 調整シート | <u>•</u> | | | |
| | く1. 要請担当者> 「都道府県」又は「関係省庁」の燃料供給要請担当者は | | | | | | | | |
| | 道府県/ | 組織 | | | | 重要施設管理者に | | . について記載す [.] | <u>る。</u> |
| 判 | 係省庁 | 担当 | 首名 | | | | 電話番号 | | |
| < | (2.納入先 | 情報 | 等> | | | | | | |
| 納 | 入先施設 | 施設 | 名称 | | | | 施設番号 (注1) | | |
| | | 住所 | | I ⊩ | | | | | |
| | | 燃料担当 | | | | | 電話番号 携帯番号 | | |
| | デース | | | □出光 □太陽 □コスモ □キグナス □シェル □JXTG □PB・その他 | | | | | |
| 支 | 料供給費用 払 予 定 者 E 2) | 組織住所 | | 〒 – | | | | | |
| (,_ | / | 担当 | 者名 | | | | 電話番号 FAX 番号 | | = |
| (注1) 石油連盟との間で、重要施設に関する情報共有覚書を締結している場合は8桁(XXX-XXXXX)の施設番号を記載。 (注2) 要請を経て供給される燃料は有償の取扱いとなるため、要請担当者と施設管理者との間で費用負担者について合意の上、記載。 | | | | | | | | | |
| | 品目 | | □ ガソリン □ HSA) □ その他 | (注3) | ット □灯泊) | 由 □軽油 [| □A重油(□ | LSA/ | |
| | 数量 | | KL | | ※ 2 KI すること | _ 以上の要請は、 | 「2KL 単位」 | で要請 | |

| 品目 | | □ ガソリン □ ジェット □ 灯油 □ 軽油 □ A 重油 (□ LSA/□ HSA) (注 3)□ その他 () | | | | | |
|-----------|------|--|--|--|--|--|--|
| 数量 | | ※2KL 以上の要請は、「2KL 単位」で要請 KL すること | | | | | |
| 荷姿 | | □ローリー(含ミニ) □ドラム缶 □携行缶・ポリタンク □コンテナ □その他() | | | | | |
| 配送希望 | !日 | 年 月 日 | | | | | |
| (以下水 | 色枠は」 | L記で「ローリー(含ミニ)」を選択した場合に記載。) | | | | | |
| ローリーサイ | ズ上限 | □14KL 以上(KL)・□14KL 未満 | | | | | |
| | | ※納入先施設の所定位置まで進入可能なタンクローリー上 限サイズ(別紙) | | | | | |
| タンク形態 | * | □地下 □地上(ポンプ有) 図地上(ポンプ無) □その他 () | | | | | |
| タンク番号 | † | タンク容 KL タンク空き KL 容量 | | | | | |
| 必要ホース | ス長 | m | | | | | |
| | | ※6m以上の場合は延長接続ホースの有無とその長さ(□有 m)、□無) | | | | | |
| 給油口 規格 | 口径 | □1.5 インチ □2インチ □2.5 インチ □3インチ □3.5 インチ □4インチ □その他() | | | | | |

| | 名称 | □JIS(PT·PF) □出光 □極東 □金剛 □シェル □消防 |
|---------|------|---------------------------------------|
| | | □ タツノ □ 東急 |
| | | □名古屋 □Mネジ □旧モービル □旧ゼネラル □旧エッソ □ |
| | | NM-L □SI |
| | | □T-80 □T-80L □T-100 □NM □SI-301L □その他 |
| | | () |
| | 形式 | □外ネジ □内ネジ □ワンタッチ □その他() |
| 備考※施 | 設タンク | |
| の在庫逼迫度等 | | |

(注3) 「□A 重油」は、低硫黄 A 重油の場合は「□LSA」、高硫黄 A 重油の場合は「□HSA」 にもチェックを入れる。

※荷姿のドラム缶、携行缶、ポリタンク、コンテナ等は各施設で用意する。

<4. 要請処理状況>

※本項は政府災害対策本部、資源エネルギー庁、石油業界において記載

| 日時 | 内容 | 所属 | 担当者 |
|----|-----------------|----------------------------------|-----|
| | 要請受領 | (都道府県/省庁→)政府災害対策 本部 | |
| | 要請受領 | │(政府災害対策本部→)資源エネルギ │-庁 | |
| | 要請受領 | (資源エネルギー庁→)石油連盟/全 石連 | |
| | 要請受領・仕分 開始① | 石油連盟(対元売)/全石連 (対県石、石商、役員等) | |
| | 要請受領・仕分 開始② | 県石(対販売業者) | |
| | 要請仕分報告 | 「石油連盟/全石連(→資源エネルギー」 庁) | |
| | 運送事業者報告 | 石油連盟/全石連(→資源エネルギー 庁) | |

く5. 配送手配状況> ※本項は石油業界において記載

| 燃料提供者(元売) | 事業者名 | 支店/部署名 | |
|--------------------|-------|--------|--|
| 燃料提供者 (特約店·販売店) | 事業者名 | 支店/部署名 | |
| 輸送事業者 | 事業者名 | | |
| 配送車両・予定 | 車番 | ドライバー名 | |
| 100年间 7年 | 配送予定日 | | |

【別紙】

・ローリーサイズ上限について

荷卸しのために施設内の燃料タンク前の所定位置まで進入できるタンクローリーサイズの上限を記入してください。

石油元売会社が使用するタンクローリーのサイズは、小さいもので 14KL 積から最大で 28KL 積までサイズが分かれています。詳細は下表を参照してください。

表 石油元売会社が使用するタンクローリーのおおよそのサイズ (積載量別)

| 積載量 | 所要占有幅 | 全長 | 全高 | 全幅 |
|---------|--------|---------|-----|--------|
| 14 k@ | 約6m | 約9m | 約3m | 約 2.5m |
| 16 kℓ | 約6m | 約 9.5m | 約3m | 約 2.5m |
| 20kℓ | 約 7.5m | 約12m | 約3m | 約 2.5m |
| 新型 24kℓ | 約 7.5m | 約 12.5m | 約3m | 約 2.5m |
| 24k@ | 約8m | 約14m | 約3m | 約 2.5m |
| 26kℓ | 約9m | 約15m | 約3m | 約 2.5m |
| 28kℓ | 約9m | 約16m | 約3m | 約 2.5m |

- ※ 車両メーカーにより若干規格は異なります。
- ※ 所要占有幅とは、タンクローリーが 90 度旋回する際に、必要となる幅です。例えば 26KL 積ローリーの場合、車体の全幅は 2.5m でも、旋回する際は直径 9m の道路幅が必要となります。

「新型 24 KL」とは従来の 24 KL 積ローリーより小型化した新しい規格のタンクローリーです。従って、24 KL 積ローリーは 2 種類存在しますが、燃料調整シートには数字のみを入力し、車長の短い「新型」に限定される場合はその旨備考欄に記入してください。

様式4 燃料要請一覧

| 燃料要請一覧 | | | |
|--------|------|----|-----|
| 部局名 | 施設種別 | 番号 | 施設名 |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |

③飲料水(ペットボトル)・食料・日用品・衛生用品等

原則として、施設等から直接市町村災害対策本部へ要請する。

市町村が備蓄する物資で対応できない場合、市町村災害対策本部から県の災害 対策本部へ要請する。

④発電機の貸し出し

原則として、施設等から直接市町村災害対策本部へ要請する。 県の災害対策本部へは市町村災害対策本部から要請する。

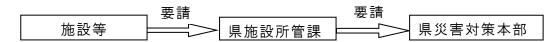
⑤電源車

ア 県施設所管課は、所管する施設に対しあらかじめ必要な事項(供給特定番号、 電源車のスペース等)を記載した「重要施設リスト」(P17:様式5)について調 査を行い、県災害対策本部に提出する。

(令和元年12月16日付け危第894号及び令和2年6月29日危第297号危機管理課通知(P26)を参照。提出していない施設等については、災害に備え、県施設所管課が「重要施設リスト」の作成を施設に依頼する。)

- イ 発災時に施設から支援要請があった場合、県施設所管課は「部局名」・「施設種別」・「番号」・「施設名」を記載した「電源車要請一覧」(P18:様式6)を県災害対策本部に提出する。
- ウ 発災時に、「重要施設リスト」を未提出の施設等において支援の必要が生じた場合、県施設所管課が要請施設と連絡調整の上、「重要施設リスト」を作成し、県災害対策本部へ要請する。

千葉県災害対策本部応急対策班 <u>saitaihonbu05@mz.pref.chiba.lg.jp</u> FAX 043-222-1127



エ 上記イ及びウの支援要請を行った場合、県施設所管課は、健康福祉指導課法人指導班に別紙様式6(P18)により、CC で情報提供を行う。

健康福祉指導課法人指導班 <u>hyoka@mz.pref.chiba.lg.jp</u> FAX 043-222-6294

(参考)市町村所管施設

令和元年12月16日付け危第894号及び令和2年6月29日危第297号で危機管理課依頼により「重要施設リスト」を提出済の施設等については、「市町村名」・「施設種別」・「施設名」・「市町村が提出したリストの番号」で対応可能なため、市町村から県災害対策本部へ直接要請する。

提出していない施設等は、市町村が要請施設を取りまとめ、「重要施設リスト」を作成し、 県災害対策本部へ直接要請する。

要請先: 県災害対策本部 saitaihonbu05@mz.pref.chiba.lg.jp

FAX 043-222-1127

様式5 重要施設リスト

| 災害時の医療施設等重要施設に係る設備等調査(石油類燃料・電源車関係) | | | | | | | |
|------------------------------------|------|--------|--------|------|------|------|------|
| →重要施設リスト | | | | | | | |
| [入力範囲(項目セル色) : 重要 | 要施設, | 千葉県:(亨 | 東電PG)] | | | | |
| | | | | | | | 所在地 |
| 未入力チェックエラー表示 および更新依頼時の確認事項 | 優先順位 | 更新区分 | 管理箇所 | 施設種別 | 施設名称 | 市町村名 | 字·番地 |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |

| | 非常用 | 月発電設備 | | | 自衛補助電源機材 | | | | |
|-----|---------|--------------|-------|-----|----------|-------|-------|--------|--------|
| 有·無 | 持続時間(h) | 燃料の種類 | 数量(ℓ) | 有·無 | 設備情報 | 施設担当者 | 施設連絡先 | 供給地点番号 | 別契約フラグ |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |

| | | | | | ÷ | -重要施設リスト |
|---------|------------|--------|--------|----------------------|----------|----------|
| 電気主任技術者 | 電気主任技術者連絡先 | 自由記載欄1 | 自由記載欄2 | 供給地点番号重複 別施設管理フラグ | データ通しNo. | 重複チェック |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |

様式6 電源車要請一覧

| 電源車要請一覧 | | | |
|---------|------|----|-----|
| 部局名 | 施設種別 | 番号 | 施設名 |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |

[留意事項]

・電源車については、台数に限りがあるため、要請すれば必ず派遣されるものではなく、 派遣の優先度については下記のとおりである。

<電源車優先度>

| | 社会福祉施設等 |
|----|----------------------------|
| 特A | ○人工呼吸器使用者等がおり、非常用電源の稼働時間が |
| | 残り少ない等、電源の喪失が生命にかかわる場合 |
| | 下記のいずれかに該当する場合 |
| | ○非常用電源を有しない場合又は故障等により使用できな |
| Α | () |
| | ○非常用電源の稼働時間が1日未満 |
| | ○市町村が開設決定している指定福祉避難所(指定のみは |
| | 除く) |
| | ○体調の悪い入所者がいる場合 |
| | ○入所者が多い施設(概ね100人以上) |
| | |
| В | ○非常用電源の稼働時間が1日~3日未満 |
| | |
| | |
| С | A、B以外の社会福祉施設等 |
| | |

- ・電源車の接続にあたっては、電気主任技術者の配置が必須である。
- ・社会福祉施設等の人命に関わる管理者は発災後72時間の事業継続が可能となる非常用電源設備を確保するよう努めることとされており(令和2年5月 防災基本計画:内閣府)、厚生労働省では社会福祉施設に対する「非常用自家発電設備」や「給水設備」の整備促進に向けた補助事業を実施している。

5 被害状況の集計・公表等

(1)国への報告

被災状況の把握は、令和3年4月15日付け通知(令和5年10月20日第1次改正)「災害発生時おける社会福祉施設等の被災状況の把握等について」(以下「被災状況把握通知」という。)の「災害時情報共有システム」にて行うこと。

救護施設等のその他施設、災害発生時点で災害時情報共有システムに施設情報が登録されていないシステム対象施設(以下「システムに登録されていない施設」)については、「被災状況把握通知」の別紙様式にて行うこと。(P42)

また、別紙様式は原則1日1回、厚生労働省福祉基盤課へ情報提供を行うこととされているため、<u>災害発生後、施設所管課においては、施設等からの回答を取りまとめ、原則、毎日午後5時までに、健康福祉指導課法人</u>指導班あて報告すること。(時点は任意)

重大な被害が生じた場合の情報提供については、健康福祉指導課を経ることなく、直接厚生労働省施設所管部局あて報告すること。

その際、健康福祉指導課法人指導班へはCC等で情報提供すること。

(災害時情報共有システムによる報告)



(システムに登録されていない施設)



報告先:健康福祉指導課法人指導班 <u>hyoka@mz. pref. chiba. lg. jp</u> FAX 043-222-6294

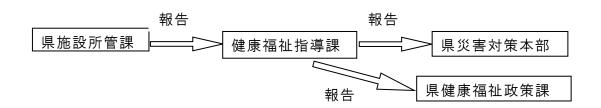
(2) 災害対策本部及び健康福祉部内への報告

①(1)の報告のほか、被害状況について災害対策本部及び部内への報告や 報道機関への公表を迅速に行うため、各施設所管課は、健康福祉指導課あ て「被害状況報告様式(県各課用)」に基づき被害件数等の報告を行う。

報告様式は別紙様式7(P22)を標準とするが、災害の内容に応じて変更する場合もある。

なお、報告時点や報告期限については健康福祉指導課が設定する。

②施設所管課は政令市・中核市に被害状況を確認の上、「被害状況報告様式(政令市・中核市用)」(P23:様式8)により健康福祉指導課へ報告を行う。



県施設所管課報告先

健康福祉指導課法人指導班 hyoka@mz. pref. chiba. lg. jp

FAX 043-222-6294

健康福祉指導課報告先

県災害対策本部 bousai6@mz.pref.chiba.lg.jp

FAX 043-222-1127

健康福祉政策課健康危機対策室 kenkoukiki@mz.pref.chiba.lg.jp

FAX 043-222-9023

様式7

被害状況報告様式(県各課用)

【○○課 ○月○日時点】

1 停電・断水の状況

| 施設数 | うち確認済 | 停電 | ※断水 | 確認中 |
|-----|-------|----|-----|-----|
| | | | () | |

・各項目について、市町村別の数を把握しておくこと

※カッコ書きは断水のみの施設で内数

2 電源車・給水車の手配状況(停電・断水の施設)

| 電源車 | 給水車 | | | | | |
|----------------------|------------------|--|--|--|--|--|
| 上記「停電」のうち配車済の施 設数 | 上記「断水」のうち配車済の施設数 | | | | | |
| | | | | | | |

3 人的被害の状況

(人)

| 玩 之 | 死者負傷者一方不明者重傷者※軽傷者※その何 | | | |
|----------------|-----------------------|------|------|-----|
| 死 有 | 11刀作明有 | 重傷者※ | 軽傷者※ | その他 |
| | | | | |

※台風に直接起因する被害で病院へ搬送された人数を記載(上記3とは重複しない)

重傷者:初期の医師の診断が全治1カ月以上、軽傷者:初期の医師の診断が全治1カ月未満

4 建物被害の状況

(施設数)

| 建物被害 <u>有り</u> | | | | | | | | |
|----------------|---------------------------|-----|---------------------|--|--|--|--|--|
| サービス | 是供の継続に支障 <u>有り</u> | サービ | ス提供の継続に支障 無し | | | | | |
| | うち床上浸水有り | | うち床上浸水有り | | | | | |
| | | | | | | | | |

以下適宜確認事項を追加。

〇月〇日() 〇時までに健康福祉指導課へ提出

様式8

被害状況報告様式(政令市・中核市用)

【○○市○○福祉施設 ○月○日時

点】

1 停電・断水の状況

| 施設 数 | うち確認済 | 停 電 | ※断水 | 確認中 |
|---------|-------|--------|-----|-----|
| | | | () | |

※ カッコ書きは断水のみの施設で内数

2 人的被害の状況

(人)

| 死者 | 行方不明者 | 重傷者 | 軽傷者 |
|----|-------|-----|-----|
| | | | |

※病院へ搬送された人数を記載

重傷者:初期の医師の診断が全治1カ月以上 軽傷者:初期の医師の診断が全治1カ月未満

3 建物被害の状況

(施設数)

| 重大 | な被害 <u>有り</u> かつ | | 重大な被害 <u>有り</u> ただし | | |
|------|-------------------------|---|------------------------------|-------|------|
| サービス | 、提供の継続に支障 有り | サ | ービス提供の継続に支障 <u>無し</u> | 軽微な被害 | 被害なし |
| | うち床上浸水有り | | うち床上浸水有り | | |
| | | | | | |

6 参考資料

①県が所管する施設等の担当課一覧

| | 対象施設種別 | 担当 |
|------|------------------|-------------------------|
| 1 | 児童関係施設 | |
| (1) | 助産施設 | |
| (2) | 乳児院 | |
| (3) | 母子生活支援施設 | |
| (4) | 児童養護施設 | |
| (5) | 児童心理治療施設 | 旧亲完应钿 |
| (6) | 児童自立支援施設 | 児童家庭課 (043-223-2322) |
| (7) | 児童自立生活援助事業所 | (043-223-2320) |
| (8) | 小規模住居型児童養育事業所 | |
| | (ファミリーホーム) | |
| (9) | 女性自立支援施設 | |
| (10) | 女性相談支援センターー時保護施設 | |
| (11) | 児童相談所一時保護施設 | |
| 2 | 障害児者関係施設 | |
| (1) | 障害者支援施設 | |
| (2) | 福祉型障害児入所施設 | 障害福祉事業課 |
| (3) | 医療型障害児入所施設 | (043-223-2646) |
| (4) | 療養介護 | |

| 3 | 高齢者関係施設 | |
|-----|-----------|---------------------------|
| (1) | 養護老人ホーム | |
| (2) | 特別養護老人ホーム | 高齢者福祉課 |
| (3) | 軽費老人ホーム | (043–223–2350) |
| (4) | 介護老人保健施設 | <u> </u> |
| (5) | 介護医療院 | 高齢者福祉課 (043-223-2386) |
| (6) | 老人短期入所施設 | (040 220 2000) |
| 4 | その他施設 | |
| (1) | 救護施設 | 冲电石划长道 部 |
| (2) | 更生施設 | 健康福祉指導課 (043-223-2312) |
| (3) | 宿所提供施設 | (040 220 2012) |

②燃料及び電源車の支援要請に係る通知(P11及びP16関連)

危 第 894 号 令和元年12月16日

各部局(庁)主管課長 様

防災危機管理部危機管理課長

災害による停電時の重要施設(医療施設等)に係る設備等調査について(依頼)

令和元年に発生した台風15号及び19号、10月25日の大雨により、 県内で広範囲かつ長期間にわたり停電や断水等が発生しました。これを踏まえ、災害時における被害を最小限に抑え、電源車や石油類燃料等の円滑な調達を図るため、医療施設等重要施設の設備等を把握するための調査を実施しますので、別紙により調査票の作成・提出をお願いします。

提出後、変更等が発生した場合には、随時、報告をお願いします。

担当 防災危機管理部 危機管理課 災害対策室

TEL 043-223-2175

FAX 043-222-1127

E-mail bousai6@mz.pref.chiba.lg.jp

(別紙)

1 調査の目的

災害による停電時の重要施設の優先順位のほか、非常用電源の有無や油種、タンクの位置、進入経路等の給油に係る詳細な情報を事前に把握しておくことにより、災害時における円滑な燃料の受入れ体制の構築を図ることを目的とします。

2 調査対象施設

災害時の応急活動に不可欠であり、停電時に他施設より優先して電源車や燃料補給が必要と想定される施設。

燃料タンクが複数ある場合は、油種ごとに合算します。

3 提出書類及び記入要領

(1)「災害時の医療施設等重要施設に係る設備等調査(石油類燃料・電源車関係)」 ※リストの作成にあたっては、別添「グループ分けの基準」を参考に、優先順位を付してください。

(2)「燃料調整シート(施設ごと)」

※ファイル名は、「一覧表の番号」+「施設名称」としてください。

- ①調査票記入にあたっては、別紙を参考に作成願います。
- ②調査票の作成には、専門知識が必要となるので、給油事業者等に確認し、記入漏れがないようお願いします。
- ③調査票については、1つのファイルに1施設のみ記載してください。
- ④「施設番号」は空欄でお願いします。
- ※災害時に、応急・復旧活動または、傷病者等の生命を維持するため、石油類燃料を必要とする施設であれば、民間施設も含まれます。

4 提出期限及び提出先

(1)「災害時の医療施設等重要施設に係る設備等調査(石油類燃料·電源車関係)」

令和2年1月15日(水)までに調査票を電子メールにて提出願います。

(2)「燃料調整シート(施設ごと)」

令和2年1月31日(金)までに調査票を電子メールにて提出願います。

※ファイル名は、「一覧表の番号」+「施設名称」としてください。

※データ容量の問題で電子メールによる送付が不可能な場合は、分割して送付して

いただくか、CD-R 等の電子媒体での提出でも構いません。

提出先:防災危機管理部 危機管理課 災害対策室

メールアドレス: bousai6@mz.pref.chiba.lg.jp

5 留意事項

- (1) 調査票は燃料給油に係る関係者等に提供します。
- (2) 調査票の項目のうち、ローリーサイズ上限は進入できるタンクローリーのサイズのことですので、設置されているタンクのサイズと間違えないよう注意してください。
- (3) 本調査は、石油類燃料を供給することとなった場合に、円滑に給油することを目的としており。燃料の供給を約束するものではありません。
- (4) 調査票の作成には、専門知識が必要となるので、給油事業者等に確認のうえ、 漏れがないようご記入願います。
- (5) 調査票に記入漏れがある場合や条件を満たさない施設、給油事業者等において対応できないと判断した施設については、給油候補施設の対象から除かれる場合があります。

危 第 2 9 7 号 令和2年6月29日

各部局(庁)主管課長 様

防災危機管理部危機管理課長

災害による停電時の重要施設(医療施設等)に係る設備等の 追加調査について(依頼)

このことについて、災害時における電源車や石油類燃料等の円滑な調達を図り、医療施設等重要施設の設備等を把握するための調査を令和元年12月に実施したところですが、電源車の配備にあたり、東京電力パワーグリッド(株)から追加項目の調査依頼がありました。

つきましては、下記により追加項目について調査のうえ、御回答いただきますようお願いいたします。

なお、前回の調査時に未提出の場合は、追加項目を含めた全ての項目について記載し、提出済みの施設に追加・修正がある場合も併せて

御回答をお願いします。

記

- 1 提出書類 「災害時の重要施設設備等の追加調査」
- 2 回答期限 令和2年7月27日(月)
- 3 提出先 bousai6@mz.pref.chiba.lg.jp
- 4 その他 別紙注意事項を参照願います。

(別紙) 留意事項

※本調査は令和元年12月に実施した調査の追加項目及び 前回調査からの追加、修正の調査となります

1 調査の目的(前回と同様)

災害による停電時の重要施設の優先順位のほか、非常用電源の有無や油種、タンクの位置、進入経路等の給油に係る詳細な情報を事前に把握しておくことにより、災害時における円滑な燃料の受入れ体制の構築を図ることを目的とする。

2 調査対象施設(前回と同様)

災害時の応急活動に不可欠であり、停電時に他施設より優先して電源車や燃料補給が必要と想定される施設。

燃料タンクが複数ある場合は、油種ごとに合算します。

- 3 提出書類及び記入要領
- (1)令和元年12月の調査時に提出済の場合
 - ア「災害時の重要施設設備等の追加調査」
 - ・12月に提出の内容を貼り付けていただき、追加項目について記載を お願いします(提出済みのデータの所在が不明な場合はお問い合わせ ください)
- (2)令和元年12月の調査時に未提出の場合
 - ア「災害時の重要施設設備等の追加調査」
 - ・前回の項目含め、全ての項目を記載してください。
 - ・リストの作成にあたっては、別添「グループ分けの基準」を参考に、 優先順位を付してください。
 - イ「燃料調整シート(施設ごと)」
 - ・ファイル名は、「一覧表の番号」+「施設名称」としてください。
 - ①調査票記入にあたっては、別紙を参考に作成願います。
 - ②調査票の作成には、専門知識が必要となるので、給油事業者等に確認し、記入漏れがないようお願いします。
 - ③調査票については、1つのファイルに1施設のみ記載してください。
 - ④「施設番号」は空欄でお願いします。
 - ※災害時に、応急・復旧活動または、傷病者等の生命を維持するため、 石油類燃料を必要とする施設であれば、民間施設も含まれます。

4 その他

- (1) 提出された調査票は電源車及び燃料給油に係る関係者等に提供します。
- (2) 調査票の項目のうち、ローリーサイズ上限は進入できるタンクローリーのサイズのことですので、設置されているタンクのサイズと間違えないよう注意してください。
- (3) 本調査は、電源車や石油類燃料を供給することとなった場合に、円滑に接続や 給油することを目的としており。電源車や燃料の供給を約束するものではありませ ん。
- (4) 調査票に記入漏れのある場合や内容に誤りがありますと、給油事業者等において対応に時間がかかる場合や供給が困難であると判断される恐れがありますので、記載事項に漏れのないようにお願いします。

③被災状況の国への報告に係る通知(20ページ関連)

(改正後全文) 子 発 0 4 1 5 第 4 号 社援発0415第5号 障発0415第1号 老発0415第5号 令和3年4月15日 一部改正 こ成事第529号 社援発1020第1号 障発1020第1号 老発1020第1号 令和5年10月20日 こ 成 事 第 719 号 一部改正 社援発 1106 第 4 号 障 発 1106 第 1 老 発 1106 第 묵

令和6年11月6日

都道府県知事 各 指定都市市長 殿 中 核 市 市 長

> こど 庭 庁 成 長 ŧ 家 育 局 (公 印 省 略) 厚生労働省 社会・援護 長) (公 囙 省 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長 (公 囙 省 厚 省 老 健 生 労 働 局 長 (公印 省 略)

災害発生時における社会福祉施設等の被災状況の把握等について

災害発生時における社会福祉施設等の被災状況については、「災害発生時における社会福祉施設等の被災状況の把握等について」(平成 29 年2月 20 日付け雇児発 0220 第2号、社援発 0220 第1号、障発 0220 第1号、老発 0220 第1号。以下「旧通知」という。)により、各都道府県においてこれらの情報を収集し、必要な措置を講じていただくとともに、厚生労働省あて適宜情報提供をお願いしてきたところである。

社会福祉施設等は、要介護高齢者や障害者など、日常生活上の支援を必要とする者が利用する施設であることから、災害発生時には、ライフラインの確保、必要な物資の供給、被災施設の早期復旧など、施設利用者のニーズに応じて必要な措置を速やかに講じていくことが必要である。このような観点に立てば、社会福祉施設等の被災状況や支援ニーズ等(以下「被災状況等」という。)を迅速かつ正確に把握するとともに、被災自治体を始め、こども家庭庁や厚生労働省などの関係者間で共有することが重要である。

今般、災害発生時において、社会福祉施設等の被災状況等を迅速かつ正確に情報収集し、適切な支援につなげることができるよう、児童関係施設、障害児関係施設、高齢者関係施設、障害者関係施設及び女性支援関係施設について災害発生時における被災状況等を把握するシステム(以下「災害時情報共有システム」という。)を構築し、令和3年度から運用が開始され、その後の運用で課題も明らかになってきたことから、下記のとおり、当該情報収集の方法等について、改めて整理を行うこととしたので、御了知の上、各都道府県、指定都市又は中核市におかれては、貴管内市区町村(指定都市及び中核市を除く。以下同じ。)、社会福祉施設等及び関係団体に十分周知を図るとともに、本通知を参照の上、平時から、貴管内において、災害発生時における関係者の連携体制の構築・強化に向けた取組を推進されたい。

なお、本通知は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言に該当するものであることを申し添える。

本通知の発出により、旧通知は、令和3年4月15日をもって廃止する旨を併せて申し添える。

記

1. 平時における取組について

災害発生時に、被災状況等の把握等を行うにあたっては、平時から関係者間の連携体制を構築・強化しておくことが重要であることから、各都道府県、指定都市及び中核市(以下「都道府県等」という。)においては、以下に示す取組を推進するとともに、関係者へ周知すること。

(1) 被災状況等の情報収集に係る取りまとめ部局の明確化

社 会 福 祉 施 設 等 は、様 々 な 施 設 種 別 が 存 在 することから、施 設 ごとの 被 災 状 況 等 が 漏

れることなく、的確に情報収集が行われるとともに、当該情報収集の内容の標準化が図られていることが重要である。

このため、都道府県等においては、それぞれの施設種別を所管する部局(以下「施設所管部局」という。)間との連絡調整及び被災状況等の情報収集に係る取りまとめを行う部局(以下「取りまとめ部局」という。)を定めておくこと。

また、災害発生時においては、取りまとめ部局を中心に、円滑な情報収集を行うことができるよう、取りまとめ部局及び施設所管部局における災害担当者リストを作成し、 当該部局間で共有しておくなど、必要な連絡体制を整備しておくとともに、災害時情報共有システに 登録されているメールアドレスや利用権限の情報を整理するなど、情報収集等に係る役割の明確化 等をしておくこと。

(2) 管内関係者間のネットワークの構築や役割分担について

災害発生時には、膨大かつ被害の状況に応じた様々な業務を迅速かつ的確に行う必要があることから、特定の部局、機関に業務が集中しないよう、庁内関係部局のほか、庁外関係者間とも連携体制を構築しておくことが重要である。

このため、都道府県の取りまとめ部局が中心となって、都道府県施設所管部局、防災担当部局、指定都市及び中核市、管内市区町村や社会福祉協議会、その他関係団体等とのネットワーク(災害福祉支援ネットワーク等)づくりの推進をするとともに、事前に災害発生時におけるネットワーク本部機能を務める主管部局を決め、業務内容ごとにそれぞれの役割分担、連携体制等について、必要な調整を行っておくこと。

また、災害時情報共有システムで把握した被災状況等の詳細確認、停電等による通信障害などにより別紙「対象施設種別」のうち「災害時情報共有システム対象施設種別」 (以下「システム対象施設」という。)で入力ができない場合には、2.(2)に基づいて行う代行入力について、都道府県と市区町村との役割分担についても取りまとめ部局を中心に整理しておくこと。

(3) 災害時情報共有システムへの施設情報の登録等

災害時情報共有システムでは、災害発生時に迅速かつ正確に被災状況等を把握することが可能となり、適切な支援につなげることができる。このためには、平時においては以下に留意して、システム対象施設の正確な施設情報を災害時情報共有システムへ登録しておくとともに、定期的に施設情報の更新をしておく必要がある。

① 施設情報の登録等について

取りまとめ部局及び施設所管部局は、都道府県で登録する必要がある施設情報については速やかに登録し、市区町村で登録する必要がある施設情報については、社会福祉施設等の施設情報が適切に登録されているかどうかの確認を行うとともに、施設情

報が適切に登録されていない社会福祉施設等や施設情報が未登録の社会福祉施設等が所在する市区町村に対し、早急に施設情報の登録を行うよう促すこと。

なお、別紙「対象施設種別」のうち、救護施設等のその他施設については、災害時情報共有システムの対象となっていないため、災害発生時に、迅速かつ的確に被災状況等について情報収集を行い、その結果を踏まえた必要な措置を講じることができるよう、施設所管部局及び管内市区町村の協力を得て、別紙様式の「基本情報」欄を記載することにより、都道府県等管内の一覧表(以下「施設リスト」という。)を作成しておくこと。

② 施設情報の更新について

災害時情報共有システムに登録されているシステム対象施設の施設情報は最新のものとなっている必要があるため、取りまとめ部局及び施設所管部局は、常に確認を行うこと。また、施設情報に変更があった場合には、都道府県で更新する必要がある施設情報については速やかに更新し、市区町村で更新する必要がある施設情報については、当該社会福祉施設等が所在する市区町村に対し、速やかに施設情報の更新を行うよう促すこと。

救護施設等のその他施設については、毎年度当初には施設リストの基本情報を確認 し、必要に応じて更新を行うこと。また、毎年度当初以降に新設された場合や基本情報に変更があった場合には、施設リストの更新を行うこと。

また、災害が発生したときに災害時情報共有システムから送られるメールについては、災害がいつ発生しても迅速に回答することができる者に対して送付する必要がある。このため、取りまとめ部局及び施設所管部局は、システム対象施設等に対し、当該施設等の管理者等施設の状況について迅速に報告することができる立場にある者やどの時間帯でも発災時に迅速に連絡をとることができるメールアドレスをシステムから送られるメールの送付先として登録するよう求め、毎年定期的に確認を行うなどして必要な更新を行うよう促すこと。

(4) 災害時情報共有システムによる被災状況等の入力の周知徹底等

災害により被害が生じた場合には、国の関係省庁、都道府県及び市町村が被災状況の全貌を可能な限り迅速に把握し、限られた資源と時間を被災した社会福祉施設等への支援に集中的に充て、被災した社会福祉施設等に対し関係機関が協力して迅速な支援を行うことが重要である。

このため、取りまとめ部局及び施設所管部局は、平時からシステム対象施設等に対し、災害により被害等が生じた場合には、速やかに災害時情報共有システムにおいて被災状況の有無等を入力するよう各施設等に周知徹底すること。

また、災害時情報共有システムにおいては、別紙に掲げる「対象施設種別」に該当しない通所施設等についても被災状況の有無等の把握が可能である。災害により被害が生じていない施設・事業

であっても迅速に入力することが、入所系施設に限らず通所系事業所等であっても重要であることから、施設・事業の種別を問わず、被害がない場合であっても速やかに入力するようシステム対象施設等に対して徹底させること。加えて、災害発生時に被災状況の有無等の報告が迅速かつ適切に行われるよう、災害時情報共有システムの訓練モードを積極的に活用して、例えば、毎年各自治体において定期的に施設等とともに訓練を実施するなど、操作方法の習熟に努めるよう促すこと。

その際、各システムのホームページにおいて操作マニュアルを閲覧可能であることを周知し、平時から操作方法へ理解に努めるよう促すこと。

- (ア)児童福祉施設等災害時情報共有システム(関係連絡版 都道府県、市区町村用)
- (イ)障害者支援施設等災害時情報共有システム(関係連絡版 都道府県、市区町村用)

https://www.wam.go.jp/content/wamnet/pcpub/top/saigaisysshofuku/

(ウ)介護サービス情報公表システム(介護施設等の災害時情報

共有システム 都道府県、市区町村用)

https://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/kanri/**/index.php?action_kanri_static_help=true ※「**」には以下 URL の都道府県番号を入力すること。

https://www.mhlw.go.jp/topics/2007/07/dl/tp0727-1d.pdf

2. 災害発生時における対応について

実際の災害発生時には、その災害の規模や特性等に応じて、臨機応変に被災状況等の把握や情報の提供等を行うことが重要であることから、都道府県等においては、管内市区町村、社会福祉施設等及び関係団体等とも十分連携の上、以下の対応を柔軟に行うこと。

(1) あらかじめ発生又は発生するおそれが予想できる災害への対応

気象庁等からの気象の見通しの発表や内閣府政策統括官(防災担当)等からの早急な避難対応の連絡があることも踏まえ、都道府県等の取りまとめ部局及び施設所管部局は、こども家庭庁及び厚生労働省からの依頼に基づき、社会福祉施設等に対して、停電等へ備えて、非常用自家発電設備が正常に動作するか点検・確認をしておくとともに、食料や飲料水等の必要物資の確保、燃料の補充や補給手段の確保、早期避難の検討など事前の備えに関する注意喚起を行うこと。

また、上記依頼がない場合でも、台風等のあらかじめ発生が予想できる災害については、取りまとめ部局が中心となって、災害時情報共有システムや施設リストにおいて社会福祉施設等の所在地が洪水浸水想定区域や土砂災害(特別)警戒区域等に該当しているかどうかを確認することにより、災害による被害が発生又は発生する蓋然性が高い社会福祉施設等に対して、早期避難等の必要な要請を行うこと。

- (2) 災害時情報共有システムによる被災状況等の把握等とこども家庭庁及び厚生労働省への報告
- ① 被災状況等の把握と入力について

地震などの災害発生時には、こども家庭庁、厚生労働省及び都道府県等は災害時情報共有システムにより社会福祉施設等の被災状況等を把握することになるため、都道府県等は、被害がない場合も含めて災害時情報共有システムへの被災状況等の入力が適切に行われているか個別に施設へ確認し、入力が行われていない施設に対しては速やかな入力を依頼すること。停電等による通信障害などにより社会福祉施設等において災害時情報共有システムへの入力が行えない場合には、事前に整理した役割分担に基づき、都道府県等又は市区町村において当該社会福祉施設等の被災状況等を把握し、災害時情報共有システムへの代行入力を行うこと。

また、新規に事業を開始して間もない場合など、災害発生時点で災害時情報共有システムに施設情報が登録されていない社会福祉施設等については、別紙様式を用いて被災状況等を把握すること。

なお、救護施設等のその他施設については、施設リストに基づき、1(2)によりあらかじめ定めた災害発生時における役割分担に基づいて情報収集を行うこと。 このほか、報告した状況から進展があった場合における入力情報の更新や被害がない場合の報告についても徹底すること。

② 救護施設等のその他施設、災害時情報共有システムが稼働しない場合の被災状況等に関するこども家庭庁及び厚生労働省への報告

救護施設等のその他施設、災害発生時点で災害時情報共有システムに施設情報が登録されていないシステム対象施設については、取りまとめ部局から、原則として1日に1回、把握した被災状況等について、別紙様式に集約した上で、別紙「対象施設種別」の児童関係施設、障害児関係施設はこども家庭庁成育局参事官(事業調整担当)付施設調整等業務担当室あてに、高齢者関係施設、障害者関係施設、女性支援関係施設及びその他の施設は厚生労働省社会・援護局福祉基盤課あてにメールにより情報提供を行うこと。指定都市、中核市の取りまとめ部局にあっては、こども家庭庁成育局参事官(事業調整担当)付施設調整等業務担当室及び厚生労働省社会・援護局福祉基盤課への情報提供と併せて、都道府県へも同様の情報提供を行うこと。

また、停電等による通信障害が生じているなど、災害時情報共有システムによる被災状況等の把握が困難な場合、こども家庭庁及び厚生労働省から情報提供を依頼することもあり、その際には、取りまとめ部局が、別紙「対象施設種別」に該当する社会福祉施設等の被災状況等を取りまとめ、こども家庭庁成育局参事官(事業調整担当)付施設調整等業務担当室及び厚生労働省社会・援護局福祉基盤課あてメールにより速やかに情報提供を行うこと。

- (3) 支援が必要な場合のこども家庭庁及び厚生労働省への情報提供等
- ① 停電や断水が発生している場合、非常用自家発電設備等の燃料に不足が生じている場合の情報提供について

取りまとめ部局及び施設所管部局は、災害時情報共有システムや別紙様式などにより、停電が発生している社会福祉施設等の非常用自家発電設備の有無を確認するとともに、電源車の支援を要請している社会福祉施設等を把握し、都道府県等の防災担当部局等と情報を共有し、電源車による支援の調整を行うこと。なお、こども家庭庁及び厚生労働省から経済産業省に対して、電源車の支援を要請することも可能であるため、都道府県等の内部での調整が困難な場合、取りまとめ部局から別紙「対象施設種別」の児童関係施設、障害児関係施設はこども家庭庁成育局参事官(事業調整担当)付施設調整等業務担当室あてに、高齢者関係施設、障害者関係施設、女性支援関係施設及びその他の施設は厚生労働省社会・援護局福祉基盤課あてに支援希望のある施設の施設名、住所、担当者及び連絡先について情報提供を行うこと。

また、断水が発生している社会福祉施設等の飲料水や生活用水等の状況を確認するとともに、給水車の支援を要請している別紙「対象施設種別」を把握し、都道府県等の防災担当部局等や管内市区町村と情報を共有し、給水車による支援の調整を行うこと。

さらに、非常用自家発電設備等に使用する燃料の状況についても確認し、十分な燃料が確保できておらず、通常の取引先からの調達が困難であり、都道府県内での燃料供給の調整も困難な場合には、都道府県災害対策本部を通じて石油連盟が運用している災害時情報収集システムから要請するほか、こども家庭庁、厚生労働省から資源エネルギー庁に対して支援を要請することも可能であるため、取りまとめ部局から別紙「対象施設種別」の児童関係施設、障害児関係施設はこども家庭庁成育局参事官(事業調整担当)付施設調整等業務担当室あてに、高齢者関係施設、障害者関係施設、婦人保護関係施設及びその他の施設は厚生労働省社会・援護局福祉基盤課あてに支援希望のある施設の施設名、住所、担当者及び連絡先について情報提供を行うこと。

なお、救護施設等のその他施設や災害発生時点で災害時情報共有システムに施設情報が登録されていない社会福祉施設等については、施設所管部局から施設管理者へ連絡するなどの方法により情報収集し、電源車や給水車の支援の必要性を把握するとともに、別紙「対象施設種別」の児童関係施設、障害児関係施設はこども家庭庁成育局参事官(事業調整担当)付施設調整等業務担当室あてに、高齢者関係施設、障害者関係施設、女性支援関係施設及びその他の施設は厚生労働省社会・援護局福祉基盤課あてに別紙様式により情報提供を行うこと。

② 物資や人的支援等の状況に関する情報提供について

災 害 時 情 報 共 有 システム では、食 料 や 飲 料 水 のほ か、薬、マスク、消 毒 液といった

物資の支援の必要性も把握することが可能となっている。また、ガスの供給状況や冷暖房の状況、介護職員や看護師等の人的支援の必要性についても把握することが可能である。取りまとめ部局及び施設所管部局は、災害時情報共有システムにより、これらの状況についても把握し、都道府県等の防災担当部局等と情報を共有し、必要な支援を行うこと。

なお、救護施設等のその他施設や災害発生時点で災害時情報共有システムに施設情報が登録されていない社会福祉施設等については、施設所管部局から施設管理者へ連絡するなどの方法により情報収集し、別紙「対象施設種別」の児童関係施設、障害児関係施設はこども家庭庁成育局参事官(事業調整担当)付施設調整等業務担当室あてに、高齢者関係施設、障害者関係施設、女性支援関係施設及びその他の施設は厚生労働省社会・援護局福祉基盤課あてに別紙様式により情報提供を行うこと。

③ 被災状況等に応じたさらなる対応の依頼について

こども家庭庁及び厚生労働省の施設所管部局より、都道府県等に対して、災害が発生した時間帯や災害規模、被害状況、避難者の動向や災害時情報共有システムで把握した被災状況等などを踏まえ、被災した社会福祉施設等の被災状況等の詳細把握など、さらなる対応について協力を依頼することがある。

3. その他

食料及び飲料水等の備蓄について

都道府県等及び市区町村は、社会福祉施設等に対し、災害の発生により、電気、ガス、上下水道や通信などのライフラインの途絶、物流ネットワーク断絶による物資供給に支障が生じた場合に備え、入所者及び施設職員の最低でも3日間の生活に必要な食料及び飲料水、生活必需品並びに燃料等の備蓄に努めるよう要請を行うこと。また、併せて都道府県等及び市区町村においても、災害時に社会福祉施設等に対し必要物資を供給することができる体制の構築について、民間事業者を交えて検討すること。

ただし、運営基準等や都道府県等又は市区町村が定める条例その他の規則において、別の定めがある場合は、この限りではない。

「対象施設種別」

「災害時情報共有システム対象施設種別」

- 1 児童関係施設(こども家庭庁へ情報提供)
- (1)助産施設
- (2)乳児院
- (3)母子生活支援施設
- (4)児童養護施設
- (5)児童心理治療施設
- (6)児童自立支援施設
- (7)児童自立生活援助事業所
- (8)小規模住居型児童養育事業所(児童自立生活援助事業所Ⅲ型を除く。)
- (9)児童相談所一時保護施設
- (10)児童厚生施設
- (11)保育所·認定こども園等(保育所、幼保連携型認定こども園、保育所型認定こども園、 幼稚園型認定こども園及び地方裁量型認定こども園並びに児童福祉法 34 条の 15 第1項 又は第2項に基づく小規模保育事業所、家庭的保育事業所及び事業所内保育事業所)
- (12) 放課後児童クラブ
- (13)地域子育て支援拠点
- (14)子育て短期支援事業を行う施設
- (15)一時預かり事業所
- (16)病児保育事業所
- (17)産後ケア事業を行う施設
- (18)児童育成支援拠点事業所
- (19)里親支援センター
- (20)社会的養護自立支援拠点事業所
- (21)妊產婦等生活援助事業所
- 2 障害児関係施設(こども家庭庁へ情報提供)
- (1)児童発達支援
- (2) 放課後等デイサービス
- (3)福祉型障害児入所施設
- (4)医療型障害児入所施設
- (5)障害児相談支援

- 3 高齢者関係施設(厚生労働省へ情報提供)
- (1)老人短期入所施設
- (2)養護老人ホーム
- (3)特別養護老人ホーム
- (4)軽費老人ホーム
- (5)認知症高齢者グループホーム
- (6)生活支援ハウス
- (7)介護老人保健施設
- (8)介護医療院
- (9)小規模多機能型居宅介護事業所
- (10)看護小規模多機能型居宅介護看護事業所
- (11)有料老人ホーム
- (12)サービス付高齢者向け住宅
- 4 障害者関係施設(厚生労働省へ情報提供)
- (1)障害者支援施設
- (2)共同生活援助
- (3)短期入所
- (4)療養介護

5女性支援関係施設(厚生労働省へ情報提供)

- (1)女性自立支援施設
- (2)女性相談支援センターー時保護所
- (注)児童福祉施設等災害時情報共有システムで報告

「災害時情報共有システム対象外施設種別」

- 6 その他施設(厚生労働省へ情報提供)
- (1)救護施設
- (2)更生施設
- (3)宿所提供施設

| | | | | | | | | | | (| | 基本情報 か記載して | おく項目) | | | | | | |
|--|---------------------------------|-----------|--|------------------|---------------------------|---------------------------|----------------------|-------------------------------|------------------|--------------------|--------------------|--|------------------|---------------------------|----------------------------------|-------------------------------------|--|--|--|
| 全体 NO | 被容確認 担当自治体 | 所在 市町村 | 施設 | 推別 法人 | 祖別 施2 | 2名等 票 | 災害時 急遽絡免 帯電話番号 | 災害時 緊急連絡先 メールアドレス | 施設管理者 (代理)-氏名 | 福祉遊館の豫定者 | 四白 | 7発電 | (洪水) | ハザードマップ (内水) 浸水葱定区域 | ハザードマップ (高潮) 浸水憩定区域 | ハザードマップ (津波) 浸水憩定区域 災害警戒区域 | ハザードマップ 土砂災客 特別警波区域 (レッドゾーン) (がけ崩れ(急傾斜 地の崩壊)) | ハザードマップ 土砂災害 特別警戒区域 (レッドゾーン) (土石渡) | ハザードマッ 土砂災害 特別警戒区 (レッドゾーン (地すべり) |
| 1 | | | 混步 | (武 進 | est . | | | | | Oor室£ | <u> 0</u> | /空白 | Oor室白 | Oor室白 | Oor室白 | Oor室白 | Oor室白 | Oor室白 | Oor室白 |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | 〇人的被害の状況 | | | | | 0.00 | 被害の状況 | | | | | | | |
| 、ザードマップ 土砂災害 | ハザードマ | ップ ハザー | ・ドマップ | | | O 人的教養の状 | • | | | | 9,5 | 数量の収集 | | | | united to | | A) | 所施設 |
| 警戒区域 (エローゾーン け崩れ(急額 地の崩壊)) Oor空白 | 土砂災利 警戒区均 (イエローゾー (土石渡 | ーン) (イエロ | が災害 政区域 ーゾーン) すべり) | 人的被害の有無 選択式 | 経傷者数 (医療機関への 受診が不要) | 重傷者数 (医療機関への 受診が必要) | 死亡者数 | 行方不明者教 | 被害の規模 | 雅物摄等 (A) 選択式 | 浸水被害 (B) 選択式 | 開選り被害 (0) | その他の被害 (被害内容を記象) | | 遊覧の必要性 及び 遊覧のも 遊覧のも | t说 j | 整難先施設の所在地 t(任章) 記述式(4 | 避難先施設程5 | 0)% |
| Oorgid | Corse | 1 00 | THE STATE OF THE S | MAX | | | | | 遊析以 | 激跃工 | 遊飲以 | Corve | | | XER(3 | ACMES A | (任本) 600年(日 | 是 | ELECT (|
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | 被災情報等 | 等(災害発 | 生時に記 | 載する項 | 目) | | | | | | |
| 量・開所の状 | R | | | | | | | 〇必要な人的 | 主要の状況 | | | | | 192 | 951 | フライン等の状況 | 及び、必要な支援のも | tia. | |
| | 運営への支障 及び | | | 入所集 | 設以外 | | (下配1~ | 必要な支援権別 -3の中で、複数連 | | 支援に必要な | | | | | 水道の状況 水の有無 及び トイレの状況 株々事のさ | | | | |
| 遊離状況 の詳報 述式(任意) | 代替受入先の選択式 | 16 | | 設の所在地 配達式(任意) | 代替受入先施 数の名称 配送式(任意) | 開所の状況 の詳細 記述式(任意) | 1、介護聯員 Oor室白 | 2、その他職員 (看護師等) Oor空白 | 、ポランティア Oor室白 | 静柳 # | *常用自家免電 選択式 | 常用自家発電の有無 非常用自家発電の多数 電の整料機量 支援状 | | 大规 大规 | 可能な設備の有無 飲料水の状 選択式 選択式 | | 生活用水の状 | 及び 代替数機の有 機 選択式 | 車の支援の 及び 支援状況 選択式 |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | <u> </u> | | | |
| | | | T | | | | | | | 0% | 豊の状況 | | | | | | | 〇医療機器等 | 多の故障の |
| ガスの状 | # 0 | | | (| | | | 支援が必要な物質 (下配1~9の中で、複数選択可義) | | | | | | 支援が必要な | | | | WE # | 機器等の |
| 及び | | ・暖房の状況 | 9 | 、食料 | 2、飲料水 | 3, # | 4, 800 | 6、衣 | E 6.4 | 6布 7、 | マスク | 8、消毒液 | 9、その他 | 内容·数量等 | 会 会 | 料の状況 | 燃料(灯油・ガソリ の状況 | 故障のも | 大沢の詳細 |
| 代替数量の | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

発行 千葉県健康福祉部健康福祉指導課

住所 千葉県千葉市中央区市場町1番1号

電話番号 043-223-2351

FAX 043-222-6294